

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告 示

狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施(四一〇・森林整備課)……………1
 都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(四一
 一～四一四・下水道課)……………3
 道路区域の変更及び供用開始(四一五・道路課)……………4
 道路の供用開始(四一六・道路課)……………4
 河川区域の変更による廃川敷地等(四一七・河川砂防課)……………4
 開発行為に関する工事の完了(四一八・平鹿地域振興局建設部)……………4
 公 告……………4
 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可(山本地域振興局農林部)……………5
 県管土地改良事業計画の変更(秋田地域振興局農林部)……………5
 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………5
 土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………5
 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………5
 選挙管理委員会告示……………5
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(四三三)……………5
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(四四四)……………5

告 示

秋田県告示第四百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定による平成十八年度狩猟免許試験並びに同法第五十一条の規定による狩猟免許の更新に係る平成十八年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護

及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項及び同令第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 狩猟免許試験

(一) 日時及び場所

日 時	場 所
平成十八年七月六日 午 後一時	北秋田市上杉字中山沢百二十八番地 県立北欧の杜公園
平成十八年八月二十七日 午後一時	秋田市河辺戸島字上祭沢三十八番地四 秋田県森林学習交流館
平成十八年十月三日 午 後一時	大仙市大曲日ノ出町二丁目七番五十三号 大曲仙北広域交流センター

(二) 試験科目

- (1) 知識試験
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識について行う。
 - (2) 適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - (3) 技能試験
狩猟免許の種類に応じ、猟具の取扱い、鳥獣の判別等の課題について行う。
- 二 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

(一) 日時及び場所

日 時	場 所
平成十八年六月一日 午 前九時	大仙市大曲上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局
	横手市田中町一番地二十六

平成十八年六月二日 午
後一時
横手市ふれあいプラザかまくら館

平成十八年六月六日 午
前九時
山本郡三種町豊岡金田字森沢一番地二
三種町山本農村環境改善センター

平成十八年六月六日 午
前九時
男鹿市船川港船川海岸通り二番地二
男鹿市文化会館

平成十八年六月七日 午
前九時
由利本荘市鳥海町伏見字久保百九十三番
紫水館

平成十八年六月九日 午
前九時
能代市二ツ井町字上台一番地一
二ツ井伝承ホール

平成十八年六月九日 午
前九時
横手市増田町増田字新町二百八十五番地
横手市増田町ふれあいプラザ

平成十八年六月十一日 午
後一時
仙北市西木町門屋字漆原八十九番地二
西木公民館

平成十八年六月十二日 午
前九時
湯沢市横堀字下柴田三十九番地
湯沢市雄勝農業研修センター

平成十八年六月十三日 午
前九時
北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百八番地
上小阿仁開発センター

平成十八年六月十四日 午
前九時
南秋田郡大潟村中央一番地五
大潟村農業協同組合

平成十八年六月十四日 午
前九時
にかほ市平沢字馬飼森三十番地
むらすぎ荘

平成十八年六月十四日 午前九時	大仙市刈羽野字愛宕下二十四番地一 大仙市西仙北中央公民館
平成十八年六月十六日 午前九時	北秋田市李岱字下豊田二十五番地 北秋田市合川公民館
平成十八年六月十六日 午前九時	能代市字海詠坂三番地一 能代山本広域交流センター
平成十八年六月十六日 午前九時	横手市雄物川町沼館字高畑三百三十八番地 横手市雄物川町コミュニティセンター
平成十八年六月二十日 午前九時	山本郡八峰町峰浜田中字野田沢二十番地一 八峰町峰浜地区文化交流センター「峰米館」
平成十八年六月二十日 午前九時	雄勝郡羽後町西馬音内字中野百七十七番地 羽後町活性化センター
平成十八年六月二十一日 午前九時三十分	由利本荘市上大野十六番地 本荘由利広域交流センター
平成十八年六月二十二日 午前九時	南秋田郡五城目町上樋口字堂社七十五番地 五城目町民センター
平成十八年六月二十三日 午前九時	大館市比内町扇田字庚申岱八番地 大館市立比内公民館
平成十八年六月二十五日 午前九時	横手市平鹿町浅舞字寛町後百四十番地 横手市平鹿生涯学習センター

平成十八年六月二十六日 午前九時	湯沢市川連町字上平城百二十番地 湯沢市立稲川農村環境改善センター
平成十八年六月三十日 午前九時	潟上市天王上江川四十七番地百天王公民館
平成十八年七月二日 午前九時	大館市桜町南四十五番地一 大館市立中央公民館
平成十八年七月四日 午前九時	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三十番地一 東成瀬村山村開発センター
平成十八年七月六日 午前九時	秋田市土崎港西四丁目二番地十土崎公民館
平成十八年七月八日 午前九時	能代市字海詠坂三番地二 能代山本広域交流センター
平成十八年七月九日 午前九時三十分	由利本荘市上大野十六番地 本荘由利広域交流センター
平成十八年七月九日 午前九時	湯沢市沖鶴六十九番地五 湯沢雄勝広域市町村圏組合広域交流センター
平成十八年七月十日 午前九時	秋田市山王三丁目一番一 秋田県庁第二庁舎
平成十八年七月十四日 午前九時	大仙市南外字下袋二百十八番地 大仙市南外コミュニティセンター
平成十八年七月十八日 午前九時	秋田市河辺戸島字上祭沢三十八番地四 秋田県森林学習交流館
平成十八年七月十九日	大館市早口字上野四十三番地一

平成十八年七月二十日 午前九時	大館市田代総合開発センター 鹿角市花輪字荒田一番地一 鹿角地域広域交流センター
平成十八年七月二十一日 午後一時	仙北市角館町字中菅沢七十七番地三十 角館広域交流センター
平成十八年七月二十二日 午後一時	秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地二 遊学舎
平成十八年七月二十三日 午前九時	北秋田市脇神字下太田面二十二番地一 北秋田市沢口林業センター
平成十八年七月二十六日 午前九時	潟上市昭和久保堤の上二番地三 昭和公民館
平成十八年七月二十八日 午後一時	仙北郡美郷町六郷東根字上中村三十七番地一 六郷交流センター
平成十八年八月二日 午前九時	北秋田市阿仁前田字大道上三番地一 コンベンションホール「四季美館」
平成十八年八月三日 午後一時	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後二七番地 仙北市田沢湖総合開発センター
平成十八年八月六日 午前九時	大館市桜町南四十五番地一 大館市立中央公民館
平成十八年八月二十日 午前九時	北秋田市阿仁銀山字下新町四十一番地二十 阿仁山村開発センター

平成十八年八月二十七日 午前九時	鹿角市花輪字荒田一番地一 鹿角地域広域交流センター
平成十八年八月三十日 午前九時	北秋田市上杉字中山沢百二十八 番地 県立北欧の杜公園
平成十八年九月二日 午後一時	大仙市大曲ノ出町二丁目七番 五十三号 大曲仙北広域交流センター
平成十八年九月十日 午後一時	秋田市上北手荒巻字堺切二十四 番地二 遊学舎

- (二) 適性検査及び講習の内容
- (1) 適性検査
視力、聴力及び運動能力について行う。
- (2) 講習
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取扱いについて、三時間以上の講習を行う。
- 三 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類
- (一) 狩猟免許試験の受験
- (2)(1) 狩猟免許申請書
申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四條一項一号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十條第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (二) 狩猟免許の更新
狩猟免許の更新申請書
- 四 申請用紙の交付
狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成十八年五月一日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日(以下「狩猟免許更新日」という。)の二日前まで、農林水産部森林整備課及び各地域振興局森づくり推進課

において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、八十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

五 申請書類の提出期間及び提出場所

(一) 申請書類は、平成十八年五月一日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の二日前までに住所所在地を所管する地域振興局長に提出すること。

(二) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(一)の期間(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(三) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書きし、書留郵便で送付すること。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の七日前までに到着したものに限り受け付ける。

六 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付開始時刻の三十分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあっては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあっては、本人であることを証するもの(秋田県猟友会員手帳等)を持参すること。

七 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先
農林水産部森林整備課又は各地域振興局森づくり推進課

秋田県告示第四百十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六條の規定に基づき次のとおり公告する。
平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画事業の種類及び名称
昭和五十一年建設省告示第百九十四号秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)

二 施行者の名称
秋田県

三 事務所の所在地
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課
(二) 秋田市向浜二丁目三番一号 中央流域下水道事務所
四 事業地の所在

秋田県告示第四百十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六條の規定に基づき次のとおり公告する。
平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画事業の種類及び名称
昭和五十七年建設省告示第七十九号大曲都市計画及び角館都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(大曲処理区)

二 施行者の名称
秋田県

三 事務所の所在地
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課
(二) 大仙市花館字上大戸下川原七十四番三十六号 南部流域下水道事務所
四 事業地の所在

秋田県告示第四百十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六條の規定に基づき次のとおり公告する。
平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画事業の種類及び名称
昭和五十八年建設省告示第六百六十一号横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画及び増田都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(横手処理区)

二 施行者の名称
秋田県

三 事務所の所在地
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課
(二) 大仙市花館字上大戸下川原七十四番三十六号 南部流域下水道事務所
四 事業地の所在

- (二)(一) 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

秋田県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年四月二十一日

道路の区域及び供用開始の区間

道 路 種 類	旧 新 別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道	新		広久内角館停車場線	仙北市角館町広久内上中川原三地先から六番一地先まで	一六・四〇〇～二九・四〇〇	〇・一〇四
		旧	広久内角館停車場線	仙北市田沢湖神代字上大久保七一番三地从角館町広久内上中川原六番一地从先まで	一六・〇〇〇～二六・〇〇〇	〇・二五八

- 二 供用開始の期日 平成十八年四月二十一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年四月二十一日から同年五月十二日まで

秋田県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年四月二十一日

供用開始の区間

道 路 種 類	路 線 名	区 間
県 道	田沢湖畔線	仙北市田沢湖瀧字前田五七番地先から字ヨテコ沢六〇番七まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年四月二十一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年四月二十一日から同年五月十二日まで

- 一 都市計画事業の種類及び名称 秋田県知事 寺 田 典 城
昭和六十二年建設省告示第七十七号大館都市計画及び比内都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）
- 二 施行者の名称 秋田県
- 三 事務所所在地 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課
大館市川口字中川口一番地 北部流域下水道事務所

- (二)(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課
大館市川口字中川口一番地 北部流域下水道事務所

- 四 事業地の所在 秋田県告示第四百十五号
- (二)(一) 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百十七号

河川区域の変更により廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第百十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月二十一日

- 一 河川の名称 一級河川 岩見川 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二 廢川敷地等が生じた年月日 平成十七年六月二十四日
- 三 廢川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
秋田市河辺大沢地内	土 地	二、八五〇・九〇平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

- 四 その他 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廢川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三

月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年八月三十日付け指令平建 五百三十六 三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年四月二十一日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田県知事 寺 田 典 城
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称 マックスパリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
横手市十文字町佐賀会字上沖田二百七十一番一、二百七十六番一、二百八十五番四、二百九十一番一、二百九十六番一、三百一番一、二百七十二番一、二百七十七番、二百七十九番一、二百八十四番一、二百八十五番一、二百八十六番、二百九十二番、二百九十七番、三百一番、二百九十六番一、三百一番三、三百十九番一、三百十九番一、三百十九番三、三百十九番四、三百十九番五、三百十九番六、三百十九番十二、三百二十番、二百八十七番一、三百四番及び三百六十八番

秋田県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、三種町浜口土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成十八年四月十三日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田市下新城長岡字長岡七十八番地安田友一ほか十五人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（下新城西部地区担い手育成基盤整備事業）変更計画書の写し

縦覧期間 平成十八年四月二十一日から同年五月二十三日まで

縦覧場所 秋田市下新城地域センター

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利郡由利町鮎川土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市東鮎川字石垣四十九番地

町村字上ノ畑五十七番地一

東鮎川字立井地二十二番地

字蒲田前七十三番地一

町村字中畑二十八番地

黒沢字黒沢下六十番地

字黒沢六番地

南福田字東鳴瀬三十三番地

二 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市黒沢字黒沢下六十番地

字山田四番地

由利本荘市東鮎川字蒲田前七十三番地一

字下山崎七番地

字立井地二十二番地

堰口字山下四十三番地三

南福田字東鳴瀬七十四番地

町村字上ノ畑六十四番地

三 退任監事の住所及び氏名

由利本荘市町村字上ノ畑六十四番地

東鮎川字下山崎七番地

南福田字東鳴瀬六十六番地

黒沢字山田四番地

四 就任監事の住所及び氏名

由利本荘市東鮎川字谷地二十八番地

黒沢字黒沢二十八番地一

町村字上ノ畑六十一番地

南福田字東鳴瀬四十二番地

木内 秀雄

長谷川和彦

木内 繁

佐藤 稔

佐藤 博

木内 鉄男

木内 鉄男

長谷川和彦

佐藤 鉄男

佐々木昭彦

長谷川 均

正木 照雄

高橋喜久雄

佐藤 和雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡鳥海町笹子土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年四月十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗

じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年四月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、一七六
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二六、四六六

秋選管告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年四月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別
秋田市 八五、〇〇〇
能代市 一四、五九七
横手市 一〇、八六五
大館市 一七、九四一
本荘市 二二、一八七
男鹿市 八、二四〇
湯沢市 九、二九〇
大曲市 一〇、六一九
鹿角市鹿角郡 二二、三九三
北秋田郡 一七、七三五
山本郡 二二、一三〇
南秋田郡 一九、七七八
河辺郡 五、一七六
由利郡 二〇、六二三
仙北郡 三一、四五八
平鹿郡 一八、二二八
雄勝郡 二二、三四三

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 FAX(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄